

福岡県ホームレス自立支援実施計画（第4次）に定めた施策の評価の概要

施策	具体的施策	評価結果	担当課	
			部名	課名
(1) 総合的な相談体制の構築	ア 総合相談体制の充実	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	保護・援護課
	イ 専門相談機関等の情報提供	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		
	ウ 自立に向けた支援の充実	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		
	【今後の課題】 県内のホームレス数は減少傾向にあるが、都市部においては依然として多数確認されているため、今後も都市部関係部局との連携を図っていく必要がある。 また、ホームレス等に対して個々の状況に応じた支援を実施するため、任意事業となっている一時生活支援事業及び就労準備支援事業について、引き続き共同実施も含めた働きかけを行う必要がある。			
(2) 保健・医療の確保	ア 健康相談、保健指導の実施	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	保健医療介護部	健康増進課
	イ 医療機関等との連携の促進	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	障がい福祉課 保護・援護課
	ウ 結核対策の効果的な推進	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	保健医療介護部	がん感染症疾病対策課
	【今後の課題】 引き続き、生活保護の適用を行う等、保健福祉（環境）事務所及び関係福祉事務所と医療機関との連携の促進に努める。特に、認知症、依存症並びにうつ病などの精神疾患を有する（疑いを含む）ホームレスについては、医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を行う必要がある。 また、結核患者を早期発見した場合には、必要な医療に繋げ、服薬指導等を行い結核のまん延を防止する。			

施策	具体的施策	評価結果	担当課	
			部名	課名
(3) 安定した居住の場所の確保	ア 民間賃貸住宅に関わる情報の提供及び個人・団体との協力促進	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	建築都市部	住宅計画課
	イ 県営住宅に係る中高年齢者のホームレスの単身入居・優先入居制度、NPO等への目的外使用承認の活用	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		県営住宅課
	ウ 連帯保証人の確保に関する方策の検討	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部 建築都市部	保護・援護課 住宅計画課
	エ 住居確保に係る新たな支援方策の検討	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		
	【今後の課題】 セーフティネット住宅の登録数は順調に増加しているが、需要に対して供給が充分とは言えない状況のため、引き続き制度の普及啓発を行っていくことが必要である。 また、大家が要配慮者の入居を敬遠する傾向が依然として残っており、居住支援法人についての普及啓発が進んでいないため、制度普及のための施策が必要である。 ホームレスに安定した居住の場所を提供するため、県営住宅の目的外使用承認の活用が今後の課題である。 住居を喪失した者又は喪失するおそれのある者に対しては、必要に応じて、住居確保給付金の支給や一時的住居の提供を支援していくとともに、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等を活用しながら、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりが重要である。			
(4) 就業活動の支援	ア 事業主等への情報提供等による協力・理解の促進	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	労働政策課
	イ 就業活動支援情報の提供のための関係機関との連携	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		労働政策課 新雇用開発課 保護・援護課
	ウ 職業能力訓練機会の提供	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		職業能力開発課

施策	具体的施策	評価結果	担当課	
			部名	課名
	エ 常用雇用による自立が困難な者への支援	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		保護・援護課
<p>【今後の課題】</p> <p>各年代別・対象別の就職支援センター等は、潜在的な支援対象者に対し、いかに情報を届けるかが課題である。引き続き、効果的な周知広報を図っていく。</p> <p>ホームレスを含む生活困窮者が抱える実情に応じた就労支援を行うとともに、求職活動を行っているホームレスに対し、職業能力の向上に有効な職業訓練機会をより多く提供するため、ハローワーク等関係機関との連携を強化し、情報提供を行う。</p>				
(5) 総合的な自立支援を図る場の確保	ア 救護施設、無料低額宿泊施設等の活用促進	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	保護・援護課
	イ 個々の状況に応じた支援と関係機関との連携	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	労働政策課 保護・援護課
	ウ 無料低額宿泊施設等に対する各種情報の提供	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	労働政策課 保護・援護課
	エ 無料低額宿泊施設等退所後のアフターケアの実施	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	保護・援護課
	<p>【今後の課題】</p> <p>日常生活支援住居施設については、令和2年度に創設されて間もない施設であり、その役割や機能も含めて、現場の関係者が十分に理解できていない面もあることから、引き続き、その普及啓発に努めるとともに、活用の促進を促していく必要がある。</p> <p>居宅生活に移行したホームレスで、生活保護に至らない者について、施設退所後の支援を適切に行うためには、「(3) 安定した居住の場の確保」と同様に、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人等による生活支援等を活用しながら、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりが重要である。</p> <p>また、救護施設、日常生活支援住居施設及び無料低額宿泊所等に対する各種情報提供の強化に努める。</p>			

施策	具体的施策	評価結果	担当課	
			部名	課名
(6) 生活保護法による保護の実施等	ア 生活保護の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	保護・援護課
	イ 子どもを抱えた女性や家族、若年層のホームレスへの対応	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	人づくり・県民生活部 福祉労働部	男女共同参画推進課 こども福祉課 保護・援護課
	【今後の課題】 今後もホームレスに対して、適切な保護を実施していくよう努めるとともに、女性ホームレスについては、引き続き、必要に応じ福岡県女性相談所等との連携を図るとともに、一時的住居提供事業について、県内の未実施市に対し共同実施を含めた実施について働きかけていく。			
(7) ホームレス問題への理解促進と人権尊重への取組	ア 地域住民への啓発広報活動等の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	人権・同和対策局調整課 保護・援護課
	イ 関係機関の職員への研修の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		
	ウ ホームレスへの暴力・嫌がらせ等への適切な対応	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	県土整備部 県土整備部 建築都市部 警察本部 福祉労働部	道路維持課 河川管理課 公園街路課 生活安全総務課 保護・援護課
	エ 救護施設、無料低額宿泊施設等における人権尊重への取組	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	保護・援護課
	【今後の課題】 地域住民への理解と協力を促進するために、引き続き県のホームページ等各種媒体を通じた啓発を行うとともに、ホームレスの人権を含む様々な人権問題に関する相談に的確に対応できるよう、引き続き市町村や県の機関で人権相談に従事する職員や民生委員、児童委員等を対象とした研修の実施が必要である。 ホームレスへの暴力・嫌がらせ等への適切な対応については、指定管理者や施設管理者による巡視や、NPO等による相談事業により、一定の抑止効果はあったと思われる。今後も継続して行い、ホームレスへの暴力・嫌がらせ等の発生を未然に防ぐよう努め、ホームレス問題への理解促進と人権尊重への取組につなげていく。			

施策	具体的施策	評価結果	担当課	
			部名	課名
(8) 地域における生活環境の確保	ア 公共施設の適正な活用の推進	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	県土整備部 県土整備部 建築都市部 福祉労働部	道路維持課 河川管理課 公園街路課 保護・援護課
	イ 地域における不安の除去と事件・事故の防止	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	警察本部 福祉労働部	生活安全総務課 保護・援護課
	【今後の課題】 集中豪雨等による洪水時には、治水面やホームレスの安全確保の面で危険性があるため、今後も施設管理者による巡視や、退去指導等を行い、問題解決に努めていく。 地域における不安の除去と事件・事故の防止については、休日、夜間等における、自治体等関係する機関・団体等の連絡窓口を明確にしておくことが必要である。			
(9) 民間団体等との連携の強化	ア 行政と民間団体等との連携の強化	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	保護・援護課
	イ 民間団体等への各種情報の提供	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	人づくり・ 県民生活部 福祉労働部	社会活動推進課 保護・援護課
	ウ 民間団体等との連携・協働	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	保護・援護課
	【今後の課題】 引き続き、各関係機関との連携に努めるとともに、各種情報についても適宜提供していく。			
(10) ホームレスとなることを防止する取組	ア ホームレスとなるおそれのある者への対応	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	保護・援護課
	イ 体系的なキャリア教育の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		
	【今後の課題】 定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業の店舗に寝泊まりする者だけでなく、知人・友人等の住居を転々とする者などホームレスになるおそれのある者に対して、相談体制や支援体制を構築し、それらの情報が広く周知されるとともに、きめ細かな支援を実施する必要がある。 また、学校現場と連携し、福祉の側面からの支援を検討する必要がある。			